大和町告示第 91 号 令和3年5月31日

大和町長 浅 野 元

## 大和町建設工事総合評価一般競争入札試行要領

大和町総合評価落札方式試行要領の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167条の10の2の規定により実施する建設工事に係る総合評価一般競争入札(以 下「総合評価一般競争入札」という。)に関し、必要な事項を定めるものとし、その試行 に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。 (対象工事)
- 第2条 総合評価一般競争入札を行う建設工事は、大和町条件付一般競争入札実施要綱 (平成14年6月1日施行)の規定により条件付一般競争入札の対象となる工事のうち、 当該工事を所管する課長等が、入札者の施工能力等と入札価格を総合的に評価すること が適当であると認める工事で、大和町入札参加条件設定委員会(以下「委員会」という。) が指定する工事とする。

(入札の公告)

- 第3条 総合評価一般競争入札に係る令第167条の10の2第6項及び大和町建設工事 執行規則第5条の規定による公告には、次に掲げる事項を付記しなければならない。
  - (1)総合評価落札方式の対象工事である旨
  - (2) 評価項目等の落札者決定基準
  - (3) 落札者の決定方法
  - (4)総合評価一般競争入札に係る参加申請の受付期間
  - (5) 仕様書及び設計図の閲覧の期間及び場所
  - (6) 設計図書等の複写の方法
  - (7) 対象工事に対する質問の方法及び受付期間
  - (8) 前号の質問に対する回答の方法及び期間
  - (9) 評価のための提出書類
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札に関し必要な事項 (落札者決定基準の決定)
- 第4条 落札者決定基準(令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。)の決定は、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴取し、その意見を委員会に提出し、当該委員会の議を経て行うものとする。

(落札者の決定)

- 第5条 総合評価一般競争入札においては、総合評価点(落札者決定基準に基づき算定した 点数をいう。以下同じ。)の最も高い者を落札者として決定する。この場合において、総 合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札金額が低い者を落札者とし、入札金額 の同じ者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による学識経験を有する者の意見聴取において、 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされた場合においては、 同項に定めるところにより落札予定者を決定するものとする。
- 3 前条の規定は、前項の落札予定者を落札者に決定する場合について準用する。 (雑則)
- 第6条 総合評価一般競争入札に関する手続等で、この要領に別段の定めのない事項については、大和町条件付一般競争入札実施要綱の規定の例による。 (その他)
- 第7条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

## 地方自治法施行令

## 第167条の10の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の 契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格 によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認 めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるお それがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を 落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価 格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをし た者を落札者とすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定める ところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。) の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者 決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか どうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べら れた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見 を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。